事業番号

0049

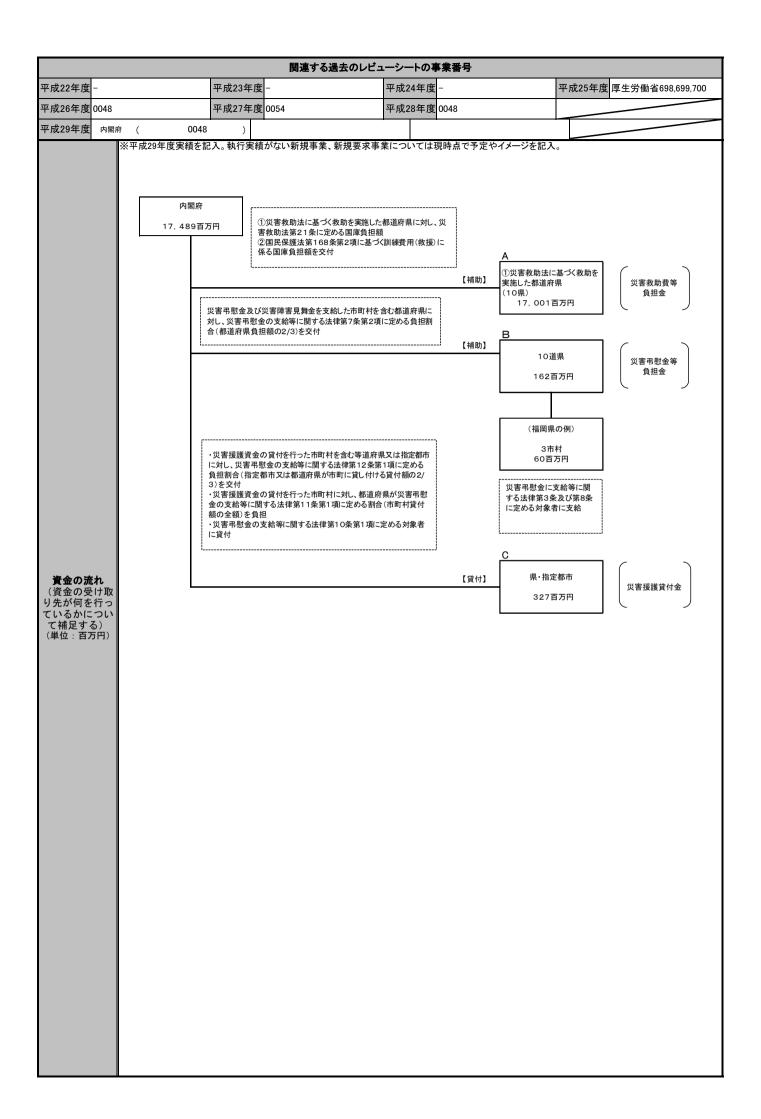
事業開始年度       一般         会計区分       一般         機具年記載的       ・・関・機大会         ・・関・大会       ・・関・大会         ・・関・大会	る法律(国の項) (国の項) (国の項) (国の項) (国の項) (国の項) (国の項) (国の項) (国の项) (国の项) (国の项) (国の项) (国の项) (国の项) (国の项) (国の河) (	事業終 (予定) 4 (予定) 4 (予定	年度   ドゥック   ドゥ	なし # T T T T T T T T T T T T T T T T T T	が 武力攻 災害 甲 が 負傷 付け、成24所 で変えを がこである。 で変える。 で変える。 でである。 ででる。 でである。 ででる。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 ででる。	を <b>3</b>	・・つ・・のい・・のい・・のはい・・のというのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	受者 できない はいます できない はいます はいます できない はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいま	担についる 住(国民保証) 負担につる 負担にするを 原のの保全を を は存っの は存った。 で を で で で で で で で で で で の で で の で の で の	大武 喜勝 大武 喜勝 大武 喜勝 大武 喜勝 では 「一」	の国庫負担に び害援護資金 の申請等の取扱 とする。 に管害見舞金をそれ 援護貸付金の貸 の議論がなされて助
会計区分       一般         根拠体的記載       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宗会 書かる書第12条 書かる書第12条 書かる書第12条 を表記 事等 (全面 を表記	(予定) 4	年度   ドゥック   ドゥ	措置に 第9 応急的における がに出来主が 金、災する終報を はより内閣閣内(	関係、通知 生 要 を 武 災 負 傷 付 近 会 災 2 所 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	る事 を撃 慰 た )別 害年管 は た )別 害年管	・・つ・・のい・・のい・・のはい・・のというのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	費費 金金財 頂経 でする かきにでする かきに です かき でき です かき でき でき から ここ から でき から ここ から でき から ここ から でき かき	担についる 住(国民保証) 負担につる 負担にするを 原のの保全を を は存っの は存った。 で を で で で で で で で で で で の で で の で の で の	「訓練経費」がは ははは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、	の国庫負担に び害援護資金 の申請等の取扱 とする。 に管害見舞金をそれ 援護貸付金の貸 の議論がなされて助
根拠法令 (・関・条 国土 で、 国国 で、 で、 で、 ここの者 で、 この者 で、 この者 で、 この者 で、 この、 この者 で、 この で、	害力 (本) 第 (在) 第 (在	こ護給	68条第2項 る法律第7条第2項 る法律第7条第2項 日体等の協力の下に、 に基づき、地方公共 では、近に対して 被害を受けた場合並 、災害・用慰金等負担 への対策推進検討者 ら、平成25年10月1日	、第9 計画 により は できまれる できます できます できます できます できます できます できます できます	<b>主要経動</b> 助攻: 賃貸ら収3 が賃貸ら収3 がのでである。 りが、でである。 でする。 でである。 でである。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 です	<ul><li>事等</li><li>した 撃 慰 た )) 害年管</li><li>を 場 添 取月する</li></ul>	・つ・・のい ・つ・・のい ・のが ・のが ・のとおののは ・のが ・のは ・のが ・のが ・のが ・のが ・のが ・のが ・のが ・のが	費金金財資金金分財項護を与りの支としの支とし日本の方としののまた日本ののまたののまた日本	定(国民保護) は、 では、国民保護 では、 では、日本の は、日本の は、	訓練経費) ハて 大律に基づく なは事質付金の 図ることをを目的 対とする。 に対して災災害 を対して災災害 を対して災災害	災害援護資金 )申請等の取扱 とする。 障害見舞金をそれ 援護貸付金の貸 の議論がなされて助
根拠体的記載)	・力・る は で は で は で で で で で で で で で で で で で で	こ護給	68条第2項 る法律第7条第2項 る法律第7条第2項 日体等の協力の下に、 に基づき、地方公共 では、近に対して 被害を受けた場合並 、災害・用慰金等負担 への対策推進検討者 ら、平成25年10月1日	、第9 計画 により は できまれる できます できます できます できます できます できます できます できます	<b>主要経動</b> 助攻: 賃貸ら収3 が賃貸ら収3 がのでである。 りが、でである。 でする。 でである。 でである。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 です	<ul><li>事等</li><li>した 撃 慰 た )) 害年管</li><li>を 場 添 取月する</li></ul>	・つ・・のい ・つ・・のい ・のが ・のが ・のとおののは ・のが ・のは ・のが ・のが ・のが ・のが ・のが ・のが ・のが ・のが	費金金財資金金分財項護を与りの支としの支とし日本の方としののまた日本ののまたののまた日本	定(国民保護) は、 では、国民保護 では、 では、日本の は、日本の は、	訓練経費) ハて 大律に基づく なは事質付金の 図ることをを目的 対とする。 に対して災災害 を対して災災害 を対して災災害	災害援護資金 )申請等の取扱 とする。 障害見舞金をそれ 援護貸付金の貸 の議論がなされて助
「災害   「災害   「災害   「災害   「災害   「災害   「災事   「以事   「利用   「利	書教助費) 害に際して、国加 民保護訓練経2条 居保護 金がる。 民保護 金がる。 と下でである。 と下でである。 に任こでを総合のは、 にている。 に任こでを総合のは、 に任こでを総合のは、 に任こでを総合のは、 に任こでを総合のは、 に任こでを総合のは、 に任こでを総合のは、 に任こでを総合のは、 に任こでを総合のは、 に任こでを総合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 に任こでを認合のは、 にている。 にている。 にて、 にている。 にて、 にている。 にている。 にて、 にてい。 にている。 にてい。 にてい。 にている。 にている。 にてい。 にている。 にてい。 にてい。 にてい。 にて、 にてい。 にて、 にてい。 にてい。 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、 にて、	第1項の規定金災害により死 会談害により死 経費 でいい 様 変 変 素 に 数 数 変 変 きゅうかい 変 する 議 で が な 変 きゅう かい	Eに基づき、地方公共 でした遺族に対して ででは、災害・中間を等負担 でいる。 で、災害・中間を等負担 での対応を強化・一ラ での対策、推進検討を 対策基本法や被災者 で、平成25年10月1日	応急的に必動では、 団体における。 形慰のために びに世帯主が、 金、災害・援語・ 元化最多に、 元化最近の表に、 には、 最には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	要な救助 5武力攻 災害弔売 災負傷 付い、成24所 (受援)	- - - - - - - - - -	、被災者の保 態等への対処能 、精神又は身付 に、その世帯 のとおり かはの所においる 31日)原に移管	護と社会の称 能力の向上を 体に重度の障 の立て直しに の立て直しに 変を を ですること	図ることを目的 害を受けた者 資するため、i ら内閣府へ移ら 支援の総合的	りとする。 に対して災害 市町村が災害 管すべきだと 的な実施の観	障害見舞金をそれ 援護貸付金の貸 の議論がなされて 点から、災害救助
・災国 事業の目的 (国目指す姿を程度 以内) (次)	害に際して、国力 民保護訓練第42条 民保護訓練第42条 民保護慰金がる。 居政治す貸により、 長援災等)。 大学のでは、 はない。 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。	第1項の規定金災害により死 会談害により死 経費 でいい 様 変 変 素 に 数 数 変 変 きゅうかい 変 する 議 で が な 変 きゅう かい	Eに基づき、地方公共 でした遺族に対して ででは、災害・中間を等負担 でいる。 で、災害・中間を等負担 での対応を強化・一ラ での対策、推進検討を 対策基本法や被災者 で、平成25年10月1日	団体における  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が 武力攻 災害 甲 が 負傷 付け、成24所 で変えを がこである。 で変える。 で変える。 でである。 ででる。 でである。 ででる。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 ででる。	撃事態 た 別 割 料月る	態等への対処能 、精神又は身付に、その世帯 のとおり か法の所管を5031日)別においる 31日)別においる 3内閣府に移管	をおいては、 をは、 をは、 をは、 ですることを を を を を を を を を を を を を を を を を を を	図ることを目的 害を受けた者 資するため、i ら内閣府へ移ら 支援の総合的	りとする。 に対して災害 市町村が災害 管すべきだと 的な実施の観	障害見舞金をそれ 援護貸付金の貸 の議論がなされて 点から、災害救助
事業の目的 (国国) 雲市れ 雲自治・ぞ 深 近市れ 雲自治・ で 深 近市れ 雲自治・ で 深 近たの者 実施方法 負担	民保護訓練経費 民民保護訓練42条 県田財金がる。 「とでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	第1項の規定金災害により死 会談害により死 経費 でいい 様 変 変 素 に 数 数 変 変 きゅうかい 変 する 議 で が な 変 きゅう かい	Eに基づき、地方公共 でした遺族に対して ででは、災害・中間を等負担 でいる。 で、災害・中間を等負担 での対応を強化・一ラ での対策、推進検討を 対策基本法や被災者 で、平成25年10月1日	団体における  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が 武力攻 災害 甲 が 負傷 付け、成24所 で変えを がこである。 で変える。 で変える。 でである。 ででる。 でである。 ででる。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 ででる。	撃事態 た 別 割 料月る	態等への対処能 、精神又は身付に、その世帯 のとおり か法の所管を5031日)別においる 31日)別においる 3内閣府に移管	をおいては、 をは、 をは、 をは、 ですることを を を を を を を を を を を を を を を を を を を	図ることを目的 害を受けた者 資するため、i ら内閣府へ移ら 支援の総合的	りとする。 に対して災害 市町村が災害 管すべきだと 的な実施の観	障害見舞金をそれ 援護貸付金の貸 の議論がなされて 点から、災害救助
事業の目的 (型指す姿をを アンドラ (数 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	書 用慰金等負担: 区町村が、自然: き援護貸付金) を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	金) 災害により死 に居や家財に に護訓練経費 ・ 実施が必 で、 が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	用慰のために びに世帯主力 金、災害援語 元化する観点 ※議最終報去 生活再東閣府(	災害弔 が負傷し 賃貸付 ら、災24 か可収 24 が 1 が 1 が 2 が 2 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 3 が 6 が 6 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7	対金を た場別 救月る 所 取月る	、精神又は身付いて、その世帯のとおりの話の所管を見る1日別においる5内閣府に移管	本に重度の障 の立て直しに 原生労働省が ですることを検 ですることを検	害を受けた者 資するため、「 ら内閣府へ移 ち支援の総合的	たけに対して災害 市町村が災害 管すべきだと 内な実施の観	援護貸付金の貸 の議論がなされて 点から、災害救助
・自信 付を (災理 (災理 (5行程度以 内。別添可) (5行程度以 内。別添可) (5行程度以 予た (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)	然災害により、伯 行う。 唇救助費、国民保 近年の国会審議等 ところである。『中 所管を厚生労働 支援の総合的事	保護訓練経費 等で、被災者・ 中央防災会議 省から災害対	歌、災害 中慰金等負担 への対応を強化・一方 所災対策推進検討を 対策基本法や被災者 ら、平成25年10月1日	金、災害援語 元化する観点 意議最終報告 生活再建支 はより内閣府(	護貸付金 から、災 (平成24 爰法を所	)別添 害救助 年7月 管する	のとおり 助法の所管を順 31日)』におい 5内閣府に移管	厚生労働省から ても、『被災者 ぎすることを検	ら内閣府へ移 支援の総合6	管すべきだとのな実施の観	の議論がなされて 点から、災害救助
事業概要       ※ 近きたきたきたき はきたき はまままままままままままままままままままままままままま	近年の国会審議等ところである。『中 ところである。『中 所管を厚生労働 支援の総合的実	等で、被災者・ ・央防災会議 ・省から災害	への対応を強化・一方 防災対策推進検討会 対策基本法や被災者 ら、平成25年10月1日	元化する観点 会議最終報告 生活再建支打 はより内閣府(	から、災 (平成24 爰法を所	害救助 年7月 管する	助法の所管を厚 31日)』におい 5内閣府に移管	ても、『被災者 『することを検	支援の総合的	内な実施の観り	点から、災害救助
予算	!、貸付			,							
			27年度	28年	度		29年度		30年度	3	1年度要求
	当初予算		541.5	491	.5		2,172.8		2,172.4		2,242.4
	補正予	<b>)</b>	893.3	75,1			16,882.9				
の状   <b>予算額・</b>   況				-		+	-				
執行額	予備費	等	▲119.4	48	1		126.8				
(単位:百万円)	計		1,315.4	75,69	2.9		19,182.5		2,172.4		2,242.4
	執行額		1,066.8	75,50	0.5		17,488.9	17,488.9			
	執行率(%)	)	81%	100	)%		91%				
	]予算+補正予算 執行額の割合		74%	100	)%	+	92%				
্ ত	歳出予算目		30年度当初予算	31年度	要求				主な増減理由		
Ĭ,	災害救助費等負	担金	1,882.4	1,95	2.4	Т					
¥.	《害弔慰金等負	担金	140	14	140						
平成30-31年度 予算内訳	災害援護貸付	金	150	15	0						
(単位:百万円)											
	計		2,172	2,2	12	丄					
	定量的な成果	目標	成果指標		<u> </u>	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度
成果目標及び成果実績				成果	<b></b> 美績		-	-	-	-	_
(アウトカム)		-	-	目標		_	-	-	-	-	-
日加ト アロッキ				達成	.度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 — (出典) 成果目標及し										ックー	

定量的	定量的な目標 が設定できな	定量的な目標	定性的な成果目標と27~29年度の達成状況・実績								
的な成果目標の	い理由及び定性的な成果目標	災害救助費等負担金、災害 は、それぞれ法に基づき地、 担するものであり、定量的な	弔慰金等負担金、災害援護 ち自治体が支出した費用の∹ 日標の設定はなじまない。	貸付金 −部を負	を執行する。(平成27~29年度においては補正予算措置を講じ、地方自治体に対し必要な額を執行した。)						
の設定が	事業の妥当性	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度 - 年度	
	を検証するた めの代替的な			実績	%	100	100	100	ı	-	
困難な場合	な  達成目標及び 場   実績	地方自治体が必要とする  額を執行する	地方自治体からの申請額 に対する執行率	目標値	%	100	100	100	100	100	
合				達成度	%	100	100	100	-	-	
	活動指標及び	活動	単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込			
	活動実績(アウトプット)	〇 災害救助費等負担金	活動実績	件	28	82	39	1	-		
	() )1001)	災害救助法の適用市町村数	当初見込み	_	ı	_	-	-	-		
	活動指標及び	活動		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込		
	活動実績(アウトプット)	〇 災害弔慰金等負担金		活動実績	件	15	304	97	-	-	
		災害弔慰金等支給件数		当初見込み	_	-	-	-	-	-	
	活動指標及び	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	活動実績(アウトプット)	〇 災害援護貸付金 災害援護資金貸付件数			件	94	512	260	-	-	
					_	-	-	-	-	-	
		算出	単位当たり	単位	27年度	28年度	29年度	30年月	度活動見込		
	単位当たり	〇 災害救助費等負担金 支給額 / 支給自治体数			百万円	106	10,638	1,700		-	
	コスト				/	961 / 9	74,466 / 7	17,001/10	-		
		算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年原	度活動見込	
	単位当たり	- w ·		単位当たりコスト	百万円	3	51	16		-	
	コスト		○ 災害弔慰金等負担金 支給額 / 支給自治体数			21 / 7	512 / 10	162/10	-		
		算出	根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年月	度活動見込	
	単位当たり			単位当たりコスト	百万円	28	146	55		-	
	コスト		護貸付金 給自治体数	計算式	/	85 / 3	583 / 4	327/6	-		

		政策	政策9: 防災政策の推進								
		施策	政策⑤: 防災行政の総合的推 	進							
			定量的技	旨標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標年度
					実績値	-	-	-	-	-	-
			_		目標値	-	-	-	-	-	-
政策	政策評価	測定指標	定性的指標	目標		目標年度		施	策の進捗状況	兄(目標)	
政策評価、	価	指標					-				
経済・			_	_		-	施策の進捗状況(実績)				
							_				
財政再生アクショ			定性的指標	目標		目標年度		施统	策の進捗状況	兄(目標)	
ショ				本事業の	成果と上位	ⅳ施策・測	上 定指標との関	月係			
ン・プー		-									
1 グラ		改革 項目	分野:								
ログラムとの関係		(第K	KPI (第一階	層)		単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度
係					成果実績	-	-	-	-	-	_
	アクシ経	階層	_		目標値	-	-	-	-	-	-
	3落				達成度	%	-	-	-	-	-
	ン・プログラ	( 第 K	KPI (第二階			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度
	グ生	二階I			成果実績	-	-	-	-	-	-
	ラム	層 '	_		目標値	-	-	_	_	-	-
				<del>大</del> 車業	達成度	% % 苦頂日	- KPIとの関係	-	-	-	-
				<b>小</b> 事未	マガス木 とし	以干切口	TCU関係				
		-									

			事業所管部局による点核	€・改善			
			項目	評価	評価に関する説明		
国費	事業の目的は	国民や社会のニー	ズを的確に反映しているか。	0	災害に際して、救助を必要とする者に対し応急的に必要な救助を行うものであるため国民や社会のニーズを反映したものである。		
投入の必	地方自治体、月	民間等に委ねること	ができない事業なのか。	0	災害救助法、災害用慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫負担すべき事業である。		
要性	政策目的の達 事業か。	成手段として必要だ	いつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い	0	避難所の設置など応急的に必要な救助を行っているところであり、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としているため、優先度は高い。		
	競争性が確保	されているなど支出	1先の選定は妥当か。	-			
		●契約、指名競争契 スは一者応募となっ	2約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一 たものはないか。	無			
	競争性の	)ない随意契約とな	ったものはないか。	無			
事	受益者との負担	旦関係は妥当である	<b>ኔ</b> か。	0	法に基づき災害救助費、災害弔慰金、災害援護貸付金に必要な費目に限定される。		
業の	単位当たりコス	ト等の水準は妥当	か。	-			
効率	資金の流れの	中間段階での支出	は合理的なものとなっているか。	-			
性	費目・使途が事	事業目的に即し真に	必要なものに限定されているか。	0	法に基づき災害救助費、災害弔慰金、災害援護貸付金に必要な費目に限定される。		
	不用率が大きし	ハ場合、その理由に	は妥当か。(理由を右に記載)	-			
	繰越額が大きり	ハ場合、その理由に	は妥当か。(理由を右に記載)	-			
	その他コスト削	減や効率化に向け	た工夫は行われているか。	0	精算監査を行うことにより、適正な予算の執行に努めている。		
事	成果実績は成	果目標に見合ったも	ものとなっているか。	0	地方公共団体からの申請に対し、適切に必要額を支給して おり、目標に見合っており且つ精算監査を行うことにより適正 な執行に努めている。		
業の		たって他の手段・方 コストで実施できてし	法等が考えられる場合、それと比較してより効果 いるか。	-			
有効性	活動実績は見	込みに見合ったもの	りであるか。	0	災害発生に伴うものなので見込みは立てられないが、精算 監査による確認により実績は適正なものとなっている。		
	整備された施言	とや成果物は十分(	こ活用されているか。	0	災害により住家を失った被災者に対し、仮の住まいとして応 急仮設住宅を提供している。		
		がある場合、他部局 的な内容を各事業(	が他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役 の右に記載)	0			
	所管府省名	事業番号	事業名				
関連	復興庁	0015	災害救助法による災害救助等		│ - 特別会計:東日本大震災分		
事業					一般会計:上記以外の災害分		

点検・改善結果	点検結果	災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。 災害・用慰金等負担金は、災害で死亡した者の遺族に対し、行政国・都道府県、市町村)が弔慰を示すこと等を目的とするものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害・用慰金が支給されている。 災害援護貸付金は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コスト削減等の点検にはなじまいと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。 なお、いずれも災害の発生に伴い必要となる経費であり、予め正確な所要額を見込むことはできないことから、当初予算額では必要最低限度のみを計上しており、不足額については補正予算等において対応している。							
	改善の 方向性	法律の規定に基づき支給するものであり、改善の余地はない。							
	外部有識者の所見								
		行政事業レビュー推進チームの所見							
	現 状 通 り	出き続き、事業の適切な進捗管理、予算の適切かつ効率的な執行に努めること。							
		所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
	現状通り	出き続き、事業の適切な進捗管理行うとともに、競争性を確保した契約を行い予算の効率的かつ適正な執行に努める。							
		備考							



		A.岩手県			B.熊本県	
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	負担金	災害救助法に基づく救助	16,088	負担金	災害弔慰金	78
費目・使途 (「資金の流れ」に						
おいてブロックごとに最大の金額						
が支出されている者について記載	計		16,088	計		78
する。費目と使途		C.熊本市	全 頞		D.	全 頞
の双方で実情が 分かるように記	費目	使途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
載)	貸付金	災害援護資金貸付金	395			
	計		395	計		0
		ついてさらに記載が必要な場合はチェック			チェック	
			E 133 404	HO-W	, -, ,	

## 支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	岩手県		災害救助費等国庫負担金	16,088				
2	福岡県		災害救助費等国庫負担金	787				
3	大分県		災害救助費等国庫負担金	65				
4	三重県		災害救助費等国庫負担金	27				
5	岩手県		災害救助費等国庫負担金	21				
6	秋田県		災害救助費等国庫負担金	2				
7	和歌山県		災害救助費等国庫負担金	1				
8	茨城県		災害救助費等国庫負担金	0.9				
9	京都府		災害救助費等国庫負担金	0.6				
10	鳥取県		災害救助費等国庫負担金	0.6				

В

	支 出 先	法 人 番 号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	熊本県		災害弔慰金等負担金	78				
2	福岡県		災害弔慰金等負担金	60				
3	茨城県		災害弔慰金等負担金	14				
4	大分県		災害弔慰金等負担金	10				
5	岩手県		災害弔慰金等負担金	6				
6	三重県		災害弔慰金等負担金	2.5				
7	大阪府		災害弔慰金等負担金	2.5				
8	和歌山県		災害弔慰金等負担金	2.5				
9	北海道		災害弔慰金等負担金	1.2				
10	長野県		災害弔慰金等負担金	1.2				

С

	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	熊本市		災害援護資貸付金	395				
2	熊本県		災害援護資貸付金	26				
3	福岡県		災害援護資貸付金	16.8				
4	大分県		災害援護資貸付金	10.8				
5	岩手県		災害援護資貸付金	5.9				
6	秋田県		災害援護資貸付金	3				
	支出先上位10	者リスト欄について		チェック				